新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための基本方針

制 定 令和5年5月8日 校長裁定

広島商船高等専門学校においては、原則として次のとおり感染拡大防止のための措置を講じるものとする。ただし、校長が必要と認める場合は、この取扱いによらないこととすることができる。

本校においては国及び地方自治体から発出される感染防止対策のための措置を推奨する。感染者に認定された場合には、関係機関に報告及びその指示に従い、適切な措置を講じるとともに、関係機関及び学校関係者の対応を行う。

【1】教職員の感染対策について

- (1) 学校内及び学生寮内の衛生管理を徹底,アルコール消毒液等を配置する。
- (2)【発熱等の諸症状がある場合】出勤を取りやめ、医療機関を受診し、医師の判断に基づき、感染症に係る検査の受診を推奨する。
 - ① 新型コロナウイルス感染症の陽性と認定された場合には、関係機関が定める期間の出勤を認めない。なお、濃厚接触者の追跡は行わない。
 - ② ①のうち関係機関から特に期間の定めがない場合には、次のとおり出勤を認めない。
 - ア 有症状陽性者:発症日翌日から5日間かつ,症状が軽快した後一日を経過するまで
 - イ 無症状陽性者:陽性判定となった検体採取日から5日間
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種は任意とする。
- (4) 海外渡航については、『外務省 海外危険情報』に準じて対応する。
- (5) Microsoft Office Teams 等を利用したオンライン会議を推奨する。
- (6) 学内諸通知については、Microsoft Office Teams の活用を推奨する。

【2】学生の感染対策について

- (1) 発熱等の諸症状があり、感染症が疑われる場合には、登校を取りやめ、医療機関を受診し、医師の判断に基づき、感染症に係る検査の受診を推奨する。ただし、受診に係る費用等については自己負担とする。
 - ① 【新型コロナウイルス感染症の陽性と認定された場合】 関係機関が定める期間の登校を認めない。なお、濃厚接触者の追跡は行わない。

- ② ①のうち関係機関から特に期間の定めがない場合には、次のとおり登校を認めない。
 - ア 有症状陽性者:発症日翌日から5日間かつ,症状が軽快した後一日を経過するまで
 - イ 無症状陽性者:陽性判定となった検体採取日から5日間
- ③ ①及び②における登校できない期間の欠席については、感染症による出席停止措置による公認欠席扱いとする。
- ④ 発症日翌日から10日間が経過するまで、マスクの着用等の感染症対策を推奨する。
- (2) 新型コロナウイルスワクチンの接種は任意とする。ただし、接種日、副反応による欠席については公認欠席扱いとしない。また接種に係る費用については接種者の自己負担とする。

【3】学校教育・学校生活の支援について

- (1) 【対面授業が実施できない状況に至った場合】Microsoft Office Teams 等を利用した遠隔授業に移行する。
- (2) 遠隔講義等に対応できない学生にはノートパソコンを貸与する。
- (3) 広島丸の航海実習については、感染拡大防止のための措置を講じたうえ実施する。また、海技教育機構が実施する航海実習は海技教育機構と連携・調整を行う。
- (4) 【昼食時間帯における学生食堂の運用】
 - ・学生食堂の利用を寮生に限定する。・学年ごとに利用時間帯を設定する。
 - 提供メニューを A 定食に限定する。
- (5) 図書館の時間外開館(学校休業期間を除く。)
 - ① 平日:17時00分~19時00分 ② 休日:10時15分~17時00分
- (6) 諸連絡については、Microsoft Office Teams の活用を推奨する。
- (7) 学生及び保護者に対する緊急を要する諸連絡については、緊急情報発信システムを 活用する。

【4】学生の課外活動について

- (1) 学生の課外活動の実施を奨励し、原則として次のとおり対応する。
 - ① 国及び地方自治体から発出される感染防止対策のための措置を推奨する。
 - ② 活動時間については、原則として以下の時間を限度とする。

平日:18時00分まで

土曜日・祝日・学校休業期間:17時OO分まで

- ③ 休日に課外活動を行う場合には、顧問教員から事前の申請及び事後の実施報告を必要とする。
- ④ 顧問教員及び外部指導員(学校に届け出ている者に限る。)は、感染症対策の指導を実施したうえ、課外活動当直教員と連携し、課外活動の実施時間中の緊急連絡・対応の体制を常に確保する。
- (2) 学校内における練習又は活動を行う場合には、次のとおり対応する。
 - ①【学校授業実施期間】顧問教員又は外部指導員(学校に届け出ている者に限る。) は、課外活動当直教員と連携し、緊急連絡・対応の体制を確保する。
 - ②【学校休業期間】活動の実施にあたっては、保護者の同意を得たうえで実施する ものとし、運動施設を利用する場合には、顧問教員又は外部指導員(学校に届け出 ている者に限る。) 1 名以上が立ち会う。
 - (3) 学校外における練習又は活動,対外試合を行う場合には、次のとおり対応する。
 - ① 顧問教員から事前の申請及び事後の実施報告を必要とする。
 - ② 顧問教員が必ず引率する。

【引率の発着】原則学生寮又は竹原港若しくは安芸津港とする。

なお, 学校休業期間中にあっては, 自宅から会場まで各自で行く ことができる。

③ 飲食時においては、適切な感染拡大防止のための措置を講じる。

【5】学生の就職活動(インターンシップを含む。)について

- (1) 学生の就職活動,インターンシップ参加及び資格試験受験については、特に移動制限を行わないが、感染に充分注意する。
- (2) 学生の就職活動,インターンシップ参加及び資格試験受験を行う場合には、次のとおり手続を行う。
 - ① 事前にクラス担任の確認を得る。
 - ② 就職活動,インターンシップ参加及び資格試験受験終了後,体調に異常がある場合は,速やかに担任に報告する。

【6】学生活動・日常生活について

(1) 学生活動・日常生活においては、感染に充分気を付けた行動をとるとともに、体調に 異常を感じた場合は、必ず担任に報告する。 (2) 学生のアルバイトについては、特に制限を設けないが、アルバイト先の感染対策に従うとともに、学生自身も十分に注意する。

【7】学生の海外渡航を伴う活動について

- (1) 学生の海外渡航を伴う活動を本校が主催・共催を行うことは,『外務省 海外危険情報』に準じて対応する。
- (2) 学生の海外留学については、『外務省 海外危険情報』に準じて対応する。ただし、留学期間中の感染拡大等によって、本邦の入国規制及び検疫強化等の措置によって、帰国後の修学が困難となる場合が想定されるため、留学先の在外公館等の指示に基づき行動することを要請する。

【8】寮生に係る特記事項について

- (1) 感染状況によって,外泊及び大崎上島島外に移動並びに帰寮を認めないことがある。 また、マスクの着用及び検温の実施を求めることがある。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の陽性と認定された場合には、原則として直ちに保護者等の迎えを要請し、帰省させるものとする。

なお,帰省に当たっての費用,医療機関受診等の費用については自己負担とする。また、帰省するまでの間、緊急的に自室待機要請,部屋移動等の措置を行うことがある。

- (3) 体調不良となった場合には、マスクの着用及び検温の実施を求めることがある。
- (4) マスク及び体温計については、必ず本人が持参することとする。

【9】感染者に認定された際の対応について

- (1) 本校において、感染者に認定された場合には、関係機関に報告及びその指示に従い、適切な措置を講じるとともに、関係機関及び学校関係者の対応を行う。
- (2) 教職員が感染者に認定された場合には、当該教職員の出勤停止措置とし、関係機関の指示に基づき、適切な措置を講じる。
- (3) 学生(寮生を含む。)が感染者に認定された場合には、当該学生を出席停止措置とし、関係機関の指示に基づき、次の表を参考として適切な措置を講じる。

| | 対面授業 | 遠隔授業 | 措置の解除日 |
|----------------|---------|---------|-------------|
| 学級閉鎖(8名以上/組) | 該当クラス以外 | 該当クラスのみ | 関係機関から特に指定 |
| 学年閉鎖(30名以上/年) | 該当学年以外 | 該当学年のみ | のない場合には, 翌週 |
| 学校閉鎖(100名以上/校) | × | 全学年 | 最初の登校日とする。 |
| 上述に該当しない | 全学年 | 該当者のみ | |

【体調不良時のフローチャート】

